

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症は、世界各国に感染が拡大し、28万人以上の死者が報告され、世界経済も著しく停滞するなど、リーマンショック以上の景気後退が予測されている。

国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月16日に全国を対象地域とした緊急事態宣言を発令し、事業活動の自粛、不要不急の外出や移動の自粛等を強く求めてきた。このような中、5月4日には緊急事態宣言の延長が決定されたものの、引き続き重点的な対策が必要な特定警戒都道府県を除き、新潟県など34県では外出自粛や施設使用制限の一部を緩和し、社会経済活動の部分的な容認を行っている。

これまで本市においては、2月21日には村上市新型コロナウイルス感染症警戒本部、2月29日に村上市新型コロナウイルス感染症に関する対策本部、そして、3月20日から村上市新型インフルエンザ等対策本部を設置するなど、適時、市の体制を固め、感染予防、拡大防止策に取り組み、市民の安全安心の確保に努め、影響を受ける市民生活、地域経済への対策にも市を挙げて取り組んでいただいているところである。

しかしながら、長引く感染症の影響は、本市においても地域経済や教育現場等に多大な影響を及ぼしており、事態の収束に向けては、国、県、市、医療関係者、事業者、そして市民が一体となった総合的かつ迅速な対応がさらに求められている。

先に当市議会においては、市に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響による市民及び市内事業者の不安軽減に向けた取組を求める申し入れ」を行ったが、今後、我々、第4期村上市議会が一体となり、市民の安全・安心の確保のため、関係機関、団体等と連携し、一層の感染予防・抑制と市民生活の復旧、経済活動への影響の軽減、そして事態の収束に向けて取り組んでいくため、議会内においても具体的な取組体制の整備を早急に行い、新型コロナウイルス感染症対策のプロジェクト会議等を設置するなど具体的な行動を起こし、市においてもさらに必要とされてくる事態に迅速に対応できるよう、この甚大な災害ともいえる事態への取組を進めて行くものである。

令和2年5月12日

村上市議会